

令和7年度　さいたま市立常盤北小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校では「美しさを感じる子・よく学ぶ子・元気に運動する子・がんばりぬく子」の学校教育目標のもと、日々の教育活動に取り組んでいる。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本姿勢に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの「Well-being（幸せ）」の実現をめざして、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくり、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立常盤北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
- 2 いじめを発見したら、抱きついてでも止めます。
- 3 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。
- 6 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 7 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適切に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 学校いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA会長、主任児童委員、民生委員、保護司、自治会長、等
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

ア 定例会（各学期1回程度開催）※外部関係者には学校運営協議会委員会などの各会議の場において情報や意見をいただく。

イ 校内委員会（月1回生徒指導・教育相談委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時委員会（いじめ認知にあたるケースの場合、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には臨時会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

キ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 ひまわりっ子いじめ防止対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：計画生活委員長、同副委員長、同書記、同委員、代表委員会児童（各委員会委員長を除く）
- (3) 開催：ア 定例会（各学期1回程度開催）
【1学期】5月下旬・・・いじめ防止スローガンの決定
【2学期】10月下旬・・・いじめ〇〇シンポジウムの報告と今後の取り組みについて
【3学期】2月下旬・・・1年間のふり振り返りと来年度の取り組みについて
イ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ 話し合いの結果を学校に提言する。
ウ 提言した取組を推進する。
エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

いじめの未然防止のための年間を通じた以下の取組を「学校いじめ防止プログラム」とする。

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
○「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教職員の協力体制を整える。
○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
○「いじめ撲滅強化月間（6月）」に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。※11月にも実施する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要綱に基づき、児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・計画生活委員会による、いじめ撲滅に向けたキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校便りや学年便り、PTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とのかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：全学年 4～12月

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○携帯・インターネット安全教室の実施：5年生 5月

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、連携して指導する。
- (2) 子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている等
- (3) 休み時間：独りである、「遊び」と称してからかいの様子がみられる 等
- (4) 給食：班や近くの児童との机を離れて食っている、食欲がない、極端な盛り付け、

当番を押し付けられる 等

(5) 登下校中：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上）※その他必要に応じて実施。

(2) アンケート結果：学年・学校全体で共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について記録をとり保存する。アンケート結果や面談内容について該当児童保護者に知らせ、学校と家庭で連携した対応をとれるようにする。保護者へ連絡したことも面談記録シートの備考欄に記入する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

(1) 毎月1回、教育相談日を設定する。（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の活用）

(2) 9月に教育相談週間を設定する。（全児童との面談実施）

(3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。（さわやか相談室との連携 等）

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施：年2回（6月、10月）

(2) アンケート結果の活用：いじめを認知した場合、「児童生徒の心のサポート手引き『いじめに係る対応』」に基づき対応する。

6 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員：定期的に連絡を取り、児童の様子についての情報交換を行う。

(2) 防犯ボランティア：登校指導等において、児童の気になる様子等があれば学校に随時通報又は情報提供を行う。

(3) 学校運営協議会委員：学校運営協議会の際に学校の取組について気付いた点を報告し、適宜意見をいただく。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート手引き『いじめに係る対応』」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

○ 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。

○ 教頭は、情報収集の窓口となり、市教委への一報、保護者への対応、マスコミへの対応、関係機関との情報共有を行い、いじめ防止対策委員会を運営する。

○ 教務主任は、担任と共に情報収集と事実確認を行い、児童への安全確保と指導を行う。

○ 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- 学年担当は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
学年主任に報告する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長及び教頭に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、個別の支援計画、教育相談、児童との面談等から確認し傾向を分析する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、該当児童のこれまでの保健室来室回数を確認し情報を共有する。
該当児童の遅刻や早退、欠席日数などの状況について確認し傾向を分析する。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、各機関との連携を十分図れるようにする。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート手引き『いじめに係る対応』」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・ 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

（1）「分かる授業を進めること」

- ・ 少人数指導の充実
- ・ 意見を発表し合える場面の設定（学校課題研究の充実）
- ・ 学習規律の徹底（チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方・聞き方 等）

（2）生徒指導・教育相談に係る研修

- ・ 生徒指導研修（年3回）
- ・ 児童理解研修（年3回）
- ・ カウンセリング研修 ・ 保護者対応研修 ・ 教育相談研修 ・ 国際教育研修
- ・ 人権教育研修 等

（3）情報モラル研修

- ・ インターネットトラブルの事例研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が本校の実態に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

（1）検証を行う期間：各学期とする。

2 「学校評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の会議

（1）「学校評価アンケート」の実施時期：11月

（2）いじめ防止対策委員会の開催時期：7月、3月

}（*1）

3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）

- ・ 4、8、2月：児童理解研修 → 配慮を要する児童の把握と対応を伴う研修
- ・ 7月：生徒指導研修 → 生徒指導に係る伝達研修
- ・ 8月：生徒指導研修 → 生徒指導に係る伝達及びいじめ対応の研修
- ・ 8月：教育相談研修 → 教育相談に係る研修
- ・ 8月：人権教育研修 → 人権教育に係る研修
- ・ 8月：国際教育研修 → 国際教育に係る研修

* 1 体罰・暴言に関する調査や、「心と生活のアンケート」、「保護者いじめアンケート」等も活用し、児童の状況の適切な把握に努める。